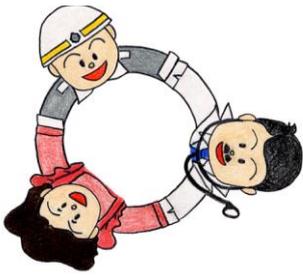


救急車の適正利用についてご協力を！



地域に広めよう
救命の輪



川越地区消防局では、住民のみなさんに救急車の適正利用をお願いしています。

救急車は、けがや急病などで緊急に病院に搬送しなければならない傷病者のためのものです。緊急性がなく要請すると、本当に救急車を必要とする事故が発生した場合、遠くの救急車が出場することになり、到着が遅れることで、救える命が救えなくなるおそれがあります。

緊急性がなく自分で病院に行ける場合は、救急車以外の交通機関等を利用してください。

しかし、傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れて行ったほうがよいと思つた時は、迷わず119番通報をしてください。

救急車を本当に必要とする人のために、適正利用についてご協力をお願いいたします。

【こんなときはすぐに119を！】

- ・意識がない
- ・呼吸、脈拍が感じられない
- ・呼吸が困難である
- ・顔色が悪く冷や汗をかいている
- ・激しい胸痛、頭痛、腹痛がする
- ・やけどの範囲が広い
- ・頭を打ち、意識がおかしい
- ・骨が折れているようだ
- ・けいれんが続いている

【こんなときの症状は？】

- ・風邪をひいた
- ・微熱がある
- ・腰が痛む
- ・寒気がする
- ・足をひねった
- ・軽い手や指の傷 など

【誤った利用】

- ・自家用車がない
- ・早く診察できる
- ・入院の日だから
- ・タクシーだとお金がかかる
- ・自分で病院を探すのが面倒だから など

【かかりつけの病院へ連絡】
【近くの医療機関へ】

【かかりつけがない場合】



★ 埼玉県救急電話相談★

※ 急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じ助言を行うものです。

☎ #7119 又は

☎ 048-824-4199 (ダイヤル回線、IP電話、PHS・都県境の地域でご利用の場合)

※これまでどおり、#8000又は048-833-7911 (子供の相談)からも電話をかけられます。

【相談時間】24時間365日

【利用方法】音声ガイダンスに応じて、相談したい窓口を選択してください。

- ①子供の相談 (小児救急電話相談)
- ②大人の相談 (大人救急電話相談)
- ③医療機関案内 (大人・小児に対応しています)

【このような相談はお受けできません】

- ①医薬品の使用方法などの相談
- ②病気の治療方針の相談
- ③健康相談
- ④介護相談
- ⑤育児相談
- ⑥身の上相談

川越地区消防局救急課 TEL 049-222-0160

消防局業務時間は土・日・祝日を除く 8:30~17:15